

多数の消費者に財産被害を与える事案類型を念頭に置いた総括表

資料1-2

	被害防止	被害者の救済	課題
<p>1 システムとして違法又は破たん必至などの事案類型</p> <p>(ねずみ講事案、投資商法、いわゆるモニター商法等)</p> <p>(例) 商品販売等を仮装したねずみ講被害事案 商品価値の乏しい商品の販売名下に1口××円の支払をして会員となり、後順位者2人以上を勧誘してオーナー登録させれば、順次地位が昇格して支出した以上の成功報酬が得られると勧誘する事案</p>	<p>(民事) ○消費者契約法に基づく適格消費者団体による差止請求(同法12条)</p> <p>(行政) ○改正消費者安全法案に基づく勧告、命令(改正法案2条8項、40条)</p> <p>(刑事) ○刑法246条、無限連鎖講の防止に関する法律5条等の刑事罰</p> <p>○組織的犯罪処罰法による没収、追徴(同法2条、13条、別表53号)</p>	<p>(民事) ○民事訴訟(民事保全を含む) ・不法行為に基づく損害賠償請求 ・不当利得返還請求 -消費者契約法に基づく契約の申込み・承諾の意思表示の取消(同法4条)を理由とするもの -消費者契約法に基づく消費者の利益を一方的に害する条項の無効(同法10条)、公序良俗違反による無効(民法90条)を理由とするもの 等</p> <p>○破産手続開始申立 (保全処分、保全管理命令を含む)</p> <p>(刑事) ○被害回復給付金制度</p> <p>(その他) ○振り込め詐欺救済法の活用による被害者への配分 ○会社解散命令(管理命令を含む)</p>	<p>責任追及が始まると、消費者から集めた金銭を隠匿・散逸することが多い。</p> <p>→仮に消費者が、事業者を支払った金銭の返還を求める民事訴訟で勝訴できたとしても、事業者に残っており、実際に十分な被害回復をすることは容易ではない。</p>
<p>2 上記1以外の多数の消費者に財産被害を与える事案類型</p> <p>(1) 損害額の算定が可能であるもの (外国語会話教室の解約時の前払い受講料の精算金請求事案、大学学納金返還請求事案、悪質リフォーム事案等)</p> <p>(例) 住宅リフォームについて、点検をするなどと称して訪問し、虚偽の説明をして、不要な工事を実施し高額な代金を支払わせ、また次々に契約させる事案</p> <p>(2) 損害が観念できない、又は観念できたとしても損害額の算定が困難であるなどの場合が多いもの (偽装表示、表示義務違反)</p> <p>(例) 二重価格の偽装表示事案 家電量販店において、「通常10万円のところ、本日限り5万円」として表示しており、その表示を見た消費者が対象商品を購入したが、同店では同商品を常に5万円で販売していた事案</p> <p>(例) 原材料の偽装表示事案 カシミア70%と表示してストールを販売していたが、実際にはカシミアは全く使用されていない事案</p>	<p>(民事) ○特商法、消費者契約法に基づく適格消費者団体による差止請求(特商法58条の4等)</p> <p>(行政) ○特商法に基づく指示、業務停止命令(特商法7条、8条等)</p> <p>(刑事) ○特商法70条等の刑事罰</p> <p>(民事) ○景表法に基づく適格消費者団体による差止請求(景表法10条)</p> <p>(行政) ○景表法に基づく措置命令(景表法6条)等の措置 ○表示事項(家庭用品品質表示法3条3項)の不表示を理由とした指示等(同法4条)</p>	<p>(民事) ○民事訴訟(民事保全を含む) ・不法行為に基づく損害賠償請求 ・不当利得返還請求 -特商法に基づくクーリングオフを理由とするもの ※代金を支払後、消費者がクーリングオフを主張したが、返金に応じない場合 -同法9条の2に基づく申込みの撤回等を理由とするもの -同法9条の3に基づく取消を理由とするもの -消費者契約法に基づく契約の申込み・承諾の意思表示の取消(同法4条)を理由とするもの 等</p> <p>(民事) ○民事訴訟(民事保全を含む) ・不法行為に基づく損害賠償請求</p> <p>・不当利得返還請求 -消費者契約法に基づく契約の申込み・承諾の意思表示の取消(同法4条)を理由とするもの ※偽装表示が契約の締結に当たっての勧誘に該当し、重要事項の不実告知等に該当し、消費者が誤認して契約の申込み・承諾を意思表示をした場合 -民法上の詐欺取消(民法96条)等を理由とするもの</p>	<p>i 損害額が訴訟費用よりも少額である場合が多い(費用対効果の問題) ii 事業者の不当な行為がどの程度消費者の商品選択に影響していたのか、立証が容易ではない場合が多い iii 被害額の算定(立証)が容易でない場合が多い</p> <p>といったことから、そもそも民事訴訟になじまない、又は民事訴訟による被害の回復が困難な場合が多い。</p> <p>→その結果、事業者には、問題となる行為を行うインセンティブが残り、同様の行為が繰り返される可能性がある。</p>